

## 令和3年度「パパママ自転車べんきょうかい」運營業務委託

### 募集要項

- 応募書類の提出期限  
令和3年3月5日（金）午後5時まで  
※ 応募書類は郵送又は持参すること。
- 問合せ先及び応募書類提出先  
京都市 建設局 自転車政策推進室 安全利用担当（土屋，吉村）  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
電 話： 075-222-3565  
E-mail： [jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)

## 1 趣旨

本市では、平成27年3月に策定した「京都・新自転車計画」、平成30年3月に策定した「京都市自転車安全教育プログラム」に基づき、子どもからお年寄りまでライフステージに応じた自転車安全教育を行っていくこととしている。

小中学生に比べ、大学生以降の大人に対する交通安全に係る教育機会が格段に少ない状況を打開するため、本市においては平成27年度から、子どもを幼稚園等に通園させているパパママ世代を対象に、子ども乗せ自転車の事故防止を主な目的とした自転車安全教室「パパママ自転車べんきょうかい」を市内の幼稚園等で実施してきた。

本教室においては、単に保護者へのルール・マナー啓発に止まらず、受講した保護者を介して、家庭で子どもに正しい自転車のルール・マナーを伝えてもらうところまでを目的としている。

本事業を運営するには、民間事業者の経験やノウハウ等を広く募ることが必要であるため、プロポーザル方式により事業者を選定することとしたものである。

本要項は、事業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務内容

保護者向け自転車安全教室実施業務及び実施に伴う託児業務

※別添1「仕様書」参照

### (2) 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### (3) 予定価格

ア 教室運営業務は、1回当たり27,500円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

イ 実施園等の希望制による託児業務は、スタッフ1人当たり10,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

## 3 応募資格

応募の資格者は、法人又は法人以外の団体とし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)～(5)全てに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であって、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者。

ア 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者。
- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
  - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
  - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
  - オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
  - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
  - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
  - ケ 2(1)イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。
- (3) 過去5年以内に、地方自治体、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかに  
おいて、自転車教室の運営実績があること。
- (4) 託児業務において、保育士2名以上を配置する体制を整えられること。
- (5) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表事業者及び分担事業者が、上記(1)～(3)の条件を満たしているものとする。また、当該業務委託契約の締結の日までにコンソーシアム運営に係る協定書の締結を予定していること。

#### 4 受託候補者選定スケジュール

令和3年2月19日（金）	公募開始
25日（木）	質問受付締切り
3月1日（月）	質問に対する回答
5日（金）	提出書類一式受付締切り
12日（金）	受託候補者の決定
3月中旬～下旬	業務開始に向けた準備・調整
4月1日（木）	契約締結・業務開始

※ スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがある。

#### 5 応募手続等

##### (1) 提出書類

応募者は次の書類を提出すること。

No.	様式名	ファイル名
1	(様式1) 参加申請書	【別添2】 応募様式
2	(様式2) 誓約書	【別添2】 応募様式
3	(様式3) 団体の概要	【別添2】 応募様式
4	(様式4) 実績報告書	【別添2】 応募様式
5	見積書※	(様式任意)
6	企画書	(様式任意)

※ 見積書については、令和3年度における現段階で想定される企画、運営、事務経費等の

全てを含んだ経費内訳。

- (2) 提出部数 正本1セット 写し5セット 合計6セット  
※ 提出書類は、原則A4サイズで作成し、各1部ずつを1セットとしてまとめ、ダブルクリップ等で仮留めし、6セット分を提出すること。
- (3) 募集期間 令和3年2月19日（金）～3月5日（金）午後5時  
※ 提出期限以降は受付できないので、注意すること。
- (4) 提出場所 〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市建設局自転車政策推進室 安全利用担当 土屋，吉村
- (5) 提出方法 郵送又は直接持参のどちらかの方法で提出すること。
- (6) その他
  - ・ 企画書等の提出にあたっては、別添1「仕様書」に十分留意すること。
  - ・ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## 6 質問と回答

- (1) 受付期間 令和3年2月19日（金）～2月25日（木）午後5時
- (2) 質問方法 別添2「応募様式」内の「(様式5) 質問票」により、電子メールにて送信すること。また、電子メールの件名は、「パパママ自転車べんきょうかい業務委託に関する質問」とすること。  
※ 電話及び口頭による質問は不可。
- (3) 提出先 E-mail: [jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp](mailto:jitenshaseisaku@city.kyoto.lg.jp)  
(自転車政策推進室 安全利用担当 宛)
- (4) 回答 令和3年3月1日（月）に、京都市情報館のホームページにおいて公開する。

## 7 選定方法

- (1) 審査体制  
自転車政策推進室長1名，自転車企画課長1名，調整係長1名，担当係長1名，その他職員1名，計5人の審査委員により審査を行う。また，審査にあたっては公平を期すため，事業者名を伏せて審査を行う。
- (2) 審査方法  
提出書類を基に審査を行い，最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。
- (3) 審査基準  
別添3「受託候補者審査基準」のとおり
- (4) 審査結果  
選定結果は，令和3年3月12日（金）までに郵送又は電子メールにより全応募者に通知する。
- (5) 企画書等の無効  
次に掲げる場合に該当するときは，その者が提出した提案書を無効とし，選定の対象外とする。
  - ア 「3 応募資格」に掲げる資格のない者が企画書等を提出した場合。
  - イ 企画書等に虚偽の内容が記載されていた場合。
  - ウ 企画書等に記載された当業務に関わる者が，契約締結後に当該当業務に従事できない場合。

- ただし、やむを得ない事情があるものとして、本市より認められた場合はこの限りではない。
- エ 見積書に記載された金額が、予定価格を超えた場合。
- オ 他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

## 8 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 受託候補者決定後、候補者と協議のうえ、業務委託内容及び委託金額について最終決定し、委託契約を締結するものとする。
- (2) 業務委託条件は、本要項に基づく企画書の提案内容をもとにするが、契約段階において、修正を求める場合がある。ただし、提案内容は実現を確約したものとみなす。
- (3) 受託候補者との協議が不調に終わった場合は、受託候補者の選定において、順位の高かった者の順に協議を行う。
- (4) 受託者は本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りではない。
- (5) 受託者は事業が完了次第速やかに実施事業報告書（様式任意）を提出するものとする。本市は報告書受理後、受託者の請求により、委託料を支払うものとする。
- (6) 本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。
- (7) コンソーシアムを結成して契約する場合、本業務委託の運営に関する協定書を構成事業者間で締結し、本市の了承を得ること。また、その1部を本市に提出すること。
- (8) 受託者は、当該委託業務を処理するための個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護制度の趣旨に基づき、適正に取り扱わなければならない。また、業務委託期間の満了後及び契約が解除された場合においては、本業務を受託したことによって知り得た情報（帳票及び磁気媒体）を速やかに破棄すること。ただし、翌年も継続して受託する場合は、この限りではない。

## 9 留意事項

- (1) 提出書類作成に要する一切の費用は、参加者負担とする。
- (2) 提出された企画書等は、返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- (3) 審査の経過等に関する問合せには一切応じられない。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和3年度事業の準備行為として実施するものであるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもあります（予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負いません）。